

定 款

特定非営利活動法人 児童虐待防止協会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 という。

ただし、英語の表記は、

The Association for the Prevention of Child Abuse and Neglect とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、

大阪市浪速区日本橋5丁目14番10号 松竹ビル6階Cに置く。

(目的)

第3条 この法人は、親と子どもに対する虐待防止に関する事業を行うことにより、子どもの健全育成を図り、子どもの権利擁護を図り、ひいては社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- ① 子どもの虐待防止に関する電話等の相談事業
- ② 虐待傾向を有する家族を支援するための事業

- ③ グループ・ケア等の援助に関する領域の事業
- ④ 子どもの虐待防止に関する領域の啓発及び推進事業
- ⑤ 子どもの虐待防止に関する領域の調査研究及び政策提言事業
- ⑥ その他、本法人の目的達成のための必要な事業。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した学生、個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で特別会員として理事会において推薦された個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承諾を得なければならない。

理事長は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

理事長は、入会の可否を理事会に報告しなければならない。

特別会員の入会については、特別会員候補者の承諾をもって入会するものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

ただし、特別会員については、会費の納入を免除することができる。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を正当な理由なく2年以上納入しないとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、出席した社員の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。

ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上30人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、3人以内の者を副理事長とする。

3 理事及び監事は、理事会において選任する。

4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第 13 条 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 項の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会及び所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(任期)

- 第 14 条 役員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 15 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを

解任することができる。

但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 会費の額

(7) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第 13 条第 4 項第 4 号の規定により招集したとき。

(招 集)

第 22 条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるものほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第 26 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面を

もって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

3 監事は、理事会に出席することができる。

(開催)

第 29 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 30 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならず、理事長がその期間内にこれを行わないときは、請求者が自ら招集できるものとする。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに発しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(議事)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事会における議決事項は、第 30 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

3 理事会においては、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、該当する議事の

議決に加わることができない。

(書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条及び次条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）。

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において議事録署名人に選任されたその他の理事2人以上が、署名押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第35条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 第37条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第40条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 職員の給与については、必要に応じ、理事会の意見をふまえ、理事長が決定する。

(書類及び帳簿の備置き)

第44条 事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第47条 解散後の残余財産は、次のものに帰属させるものとする。

(名称)

公益財団法人 関西テレビ青少年育成事業団

第9章 雜則

(公 告)

第48条 この法人の公告は官報により行う。

ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

(委 任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則 1

- 1 この定款は、この法人の成立の日（平成14年5月1日）から施行する。
- 2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

（1）正会員

会費 年10,000円

（2）賛助会員

会費 年 5,000円

（3）特別会員

会費 年1口10,000円

- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

（1）理 事 長 田 中 幹 夫

（2）副理事長 家 常 惠

（3）理 事 有 馬 克 子

理 事 石 神 亜

理 事 石 田 文 三

理 事 岡 林 可 典

理 事 桂 浩 子

理 事 加 藤 曜 子

理 事 小 林 美智子

理 事 芝 野 松次郎

理 事 鈴 木 敦 子

理 事 私 市 紀代子

理 事 津 崎 哲 郎
理 事 中 島 悠 紀
理 事 納 谷 保 子
理 事 西 澤 哲
理 事 花 田 雅 憲
理 事 濱 家 敦 子
理 事 平 田 佳 子
理 事 篠 本 勝 彦
理 事 矢 内 純 吉
(4) 監 事 竹 沢 喜 心
監 事 横 村 貞 二

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

特定非営利活動法人 児童虐待防止協会

設立代表者 田 中 幹 夫

附 則 2	平成18年10月25日	一部変更
附 則 3	平成23年10月19日	一部変更
附 則 4	平成24年 9月28日	一部変更
附 則 5	平成26年10月 9日	一部変更
附 則 6	平成27年10月 9日	一部変更

附 則 7	平成28年 9月26日	一部変更
附 則 8	平成30年 6月16日	一部変更
附 則 9	令和2年 6月13日	一部変更
附 則 10	令和2年 10月5日	一部変更
附 則 11	令和4年 6月11日	一部変更
附 則 12	令和5年 6月10日	一部変更

[別 表]

この法人の会費は、定款第8条の規定に基づいて、令和2年6月13日開催の第19回総会において定められた次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

会費 個人 年10,000円

団体 年20,000円

(2) 賛助会員

会費 学生 年1口 2,000円

個人 年1口 5,000円

団体 年1口 20,000円

(3) 特別会員

会費 年1口 10,000円

この定款は、現行定款に相違ありません。

____年____月____日

〒556-0005

大阪市浪速区日本橋 5 丁目 14 番 10 号

松竹ビル 6 階 C

特定非営利活動法人 児童虐待防止協会

理事長 津崎 哲郎 